

# 徳山下松港特定利用推進計画

平成31年3月  
山口県

## 徳山下松港特定利用推進計画一目次

1. 徳山下松港特定利用推進計画策定の目的	1
2. 石炭の海上運送の共同化の促進に資する	
特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用推進に関する基本的な方針 (港湾法第50条の6第2項第1号)	1
2-1. 徳山下松港の概要等	1
2-2. 石炭の取扱状況	2
2-3. 石炭に係る主要港湾施設の整備状況	3
2-4. 港湾計画における位置づけ	8
2-5. 石炭の海上運送の共同化の促進に資する 特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進に係る取組方針	9
3. 特定利用推進計画の目標 (港湾法第50条の6第2項第2号)	11
4. 特定利用推進計画の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の 高度化を図る事業及びその実施主体に関する事項 (港湾法第50条の6第2項第3号)	11
4-1. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業について	11
4-2. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制	18
4-3. 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の効果	18
5. 石炭の海上運送の共同化の促進に資する他の港湾との連携に関する事項 (港湾法第50条の6第2項第4号)	19
6. その他、特定利用推進計画の実施に関し特定港湾管理者が必要と認める事項 (港湾法第50条の6第2項第5号)	19

## 1. 徳山下松港特定利用推進計画策定の目的

本計画は、平成 30 年 2 月に徳山下松港が特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定されたことを受けて、当該港を拠点とした効率的な輸送体系を構築し、本県はもとより西日本地域の安定的かつ安価な石炭供給を実現するため、港湾法第 50 条の 6 に基づき、下松地区、徳山地区及び新南陽地区の特定貨物取扱埠頭において、石炭の海上輸送の共同化を促進するための具体的な取組等について定め、徳山下松港の拠点港としての効果的な利用の推進を図るものである。

## 2. 石炭の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用推進に関する基本的な方針（第 50 条の 6 第 2 項第 1 号）

### 2-1 徳山下松港の概要等

徳山下松港は、山口県瀬戸内海沿岸のほぼ中央に位置する国際拠点港湾であり、その背後に形成された石油コンビナートをはじめとする臨海工業地帯を支える工業港として重要な役割を担っている。

本県の基幹産業である基礎素材型産業は、エネルギー資源である石炭を海外から大量に輸入し、自家発電による安価な電力を利用して多種多様な製造品を生産している。そのため本県には石炭の輸入中継基地（コールセンター）が複数立地し、背後企業や瀬戸内諸港の沿岸部に立地する石炭火力発電設備等へ石炭を供給している。

平成 29 年の徳山下松港の取扱貨物量を、表-1 に示す。なお、当該港とともに国際バルク戦略港湾に選定された宇部港の取扱貨物量も参考として示す。内訳は、輸出 333 万ト、輸入 1,573 万ト、移出 1,580 万ト、移入 1,487 万ト（合計 4,973 万ト）で輸入は全体の約 32%を占め、そのうち石炭はオーストラリア、インドネシア等から輸入され、輸入量は 785 万トで輸入貨物量の約 5 割を占めている。

近年、諸外国の経済発展等により鉄鉱石、石炭、穀物等の輸入ばら積み貨物（国際バルク貨物）の獲得競争が激化しており、我が国産業の国際競争力強化のためにはこれら貨物の輸送コストの削減が極めて重要となっている。そのため、徳山下松港は宇部港とともに石炭の安定的かつ安価な輸送の実現を目指して国が募集した「国際バルク戦略港湾」に応募し、平成 23 年 5 月に国からの選定を受けた。

現在、国際バルク戦略港湾の実現に向けて、ハード・ソフトの両面から官民を挙げた取組が進められている。平成 28 年度には大型船舶により一括大量輸送を可能とするための港湾施設の整備事業である「徳山下松港国際物流ターミナル整備事業」が新規事業採択され、平成 29 年度に現地着工した。また、平成 29 年 9 月には県と当該港を利用する関係企業の出資によりやまぐち港湾運営株式会社を設立し、同年 12 月には同社からの申請を受けて、港湾法に基づく港湾運営会社として指定した。

表－1 徳山下松港の平成 29 年全取扱貨物量 (単位：千ト)

平成 29 年	徳山下松港			宇部港 (参考)			合計	
	輸出	輸入	移入	輸出	輸入	移入	輸出	輸入
輸出	3,335	6%	2,967	9%	6,302	8%		
輸入	15,731	32%	12,513	37%	28,244	33%		
移出	15,798	32%	14,951	45%	30,749	37%		
移入	14,868	30%	3,039	9%	17,907	22%		
合計	49,732	100%	33,471	100%	83,203	100%		

## 2-2 石炭の取扱状況

徳山下松港では、特定貨物取扱埠頭である下松地区、徳山地区及び新南陽地区の3地区で石炭が取り扱われており、過去10箇年の取扱貨物量の推移は、表-2に示すとおりである。なお、当該港とともに国際バルク戦略港湾に選定された宇部港の取扱貨物量も参考として示す。近年、取扱貨物量は概ね横ばいで推移しているが、今後見込まれる新規発電設備の整備計画や大型船舶に対応した施設整備による集荷促進等により、石炭取扱量の増加が見込まれている。

表－2 石炭取扱量の推移 (単位：千トン)

石炭取扱 貨物量	徳山下松港				宇部港 (参考)				合計
	輸入	移出	移入	合計	輸入	移出	移入	合計	
H16	6,669	2,772	365	9,806	4,230	1,746	15	5,990	15,796
H17	6,963	3,025	306	10,293	4,631	2,225	12	6,868	17,162
H18	6,872	2,804	318	9,994	5,098	2,122	21	7,241	17,235
H19	6,465	2,489	310	9,263	5,696	3,462	36	9,194	18,457
H20	7,134	2,940	276	10,350	5,927	3,255	28	9,210	19,560
H21	6,143	2,157	289	8,589	4,561	2,450	20	7,031	15,620
H22	7,293	2,769	323	10,386	5,670	3,104	15	8,790	19,176
H23	6,813	2,548	313	9,675	5,409	3,256	20	8,685	18,360
H24	7,827	3,157	294	11,277	5,725	3,076	12	8,812	20,090
H25	7,155	3,021	330	10,506	4,856	3,136	3	7,996	18,502
H26	6,979	2,719	335	10,033	4,758	3,097	3	7,858	17,891
H27	7,706	3,451	358	11,515	5,768	3,075	4	8,847	20,362
H28	7,960	3,267	337	11,564	4,515	2,468	3	6,986	18,550
H29	7,849	3,446	340	11,635	5,090	2,532	13	7,635	19,270

出典：徳山下松港統計年報等

### 2-3 石炭に係る主要港湾施設の設備状況

徳山下松港の石炭に係る主要港湾施設の整備状況を表-3に、各施設の位置を図-1～4に示す。

表-3 徳山下松港の石炭に係る主要港湾施設整備状況

No.	地区名	施設名	数	規模	備考
1	下松	栈橋 (整備中)	1 バース	水深 19m 延長 390m	新設 (公共) 港湾計画 水深 20m、延長 390m
2		臨港道路 (整備中)	1 式	延長 225m	新設 (公共)
3		埠頭用地 (整備中)	1 式	6.0ha	新設 (公共)
4		荷役機械 (整備中)	1 式	アンローダー 2 基	新設 (民間)
5		搬送機械 (整備中)	1 式	ベルトコンベア	新設 (民間)
6	徳山	岸壁 (整備中)	1 バース	水深 14m 延長 390m	既設延伸 (公共) 港湾計画 水深 14m、延長 280m、 水深 18m、延長 390m
7		埠頭用地	1 式	7.2ha	既設 (公共)
8		荷役機械	1 式	アンローダー 2 基	既設 (民間)
9		搬送機械	1 式	ベルトコンベア	既設 (民間)
10	新南陽	岸壁 (整備中)	1 バース	水深 12m 延長 320m	既設延伸 (公共) 港湾計画 水深 12m、延長 240m、 水深 14m、延長 390m
11		埠頭用地	1 式	4.2ha	既設 (公共)
12		荷役機械	1 式	アンローダー 1 基	既設 (民間)
13		搬送機械	1 式	ベルトコンベア	既設 (民間)

※) 整備水深は、平成 28 年度に新規事業採択された「徳山下松港国際物流ターミナル整備事業」による

※) 平成 31 年 3 月現在

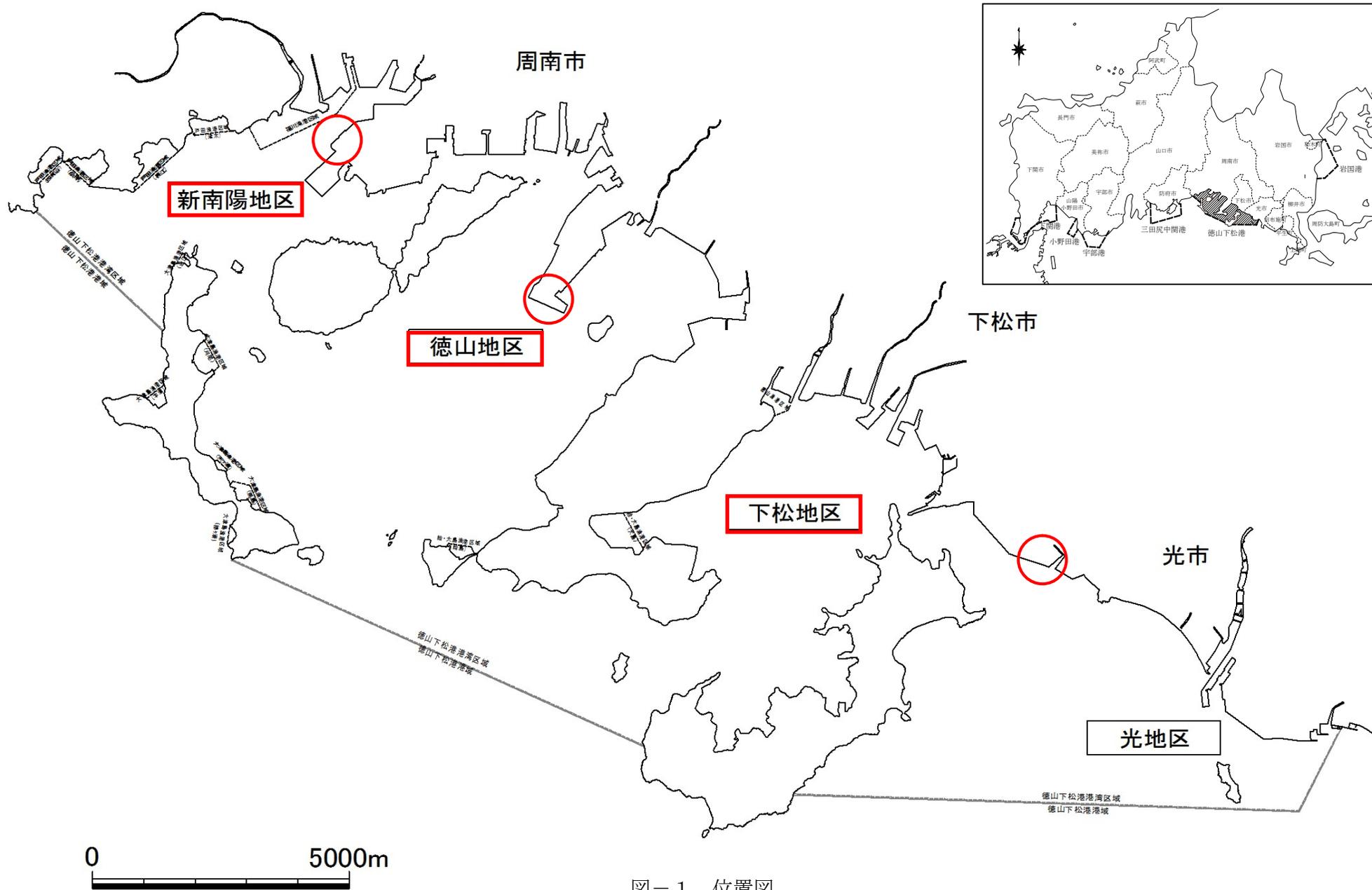
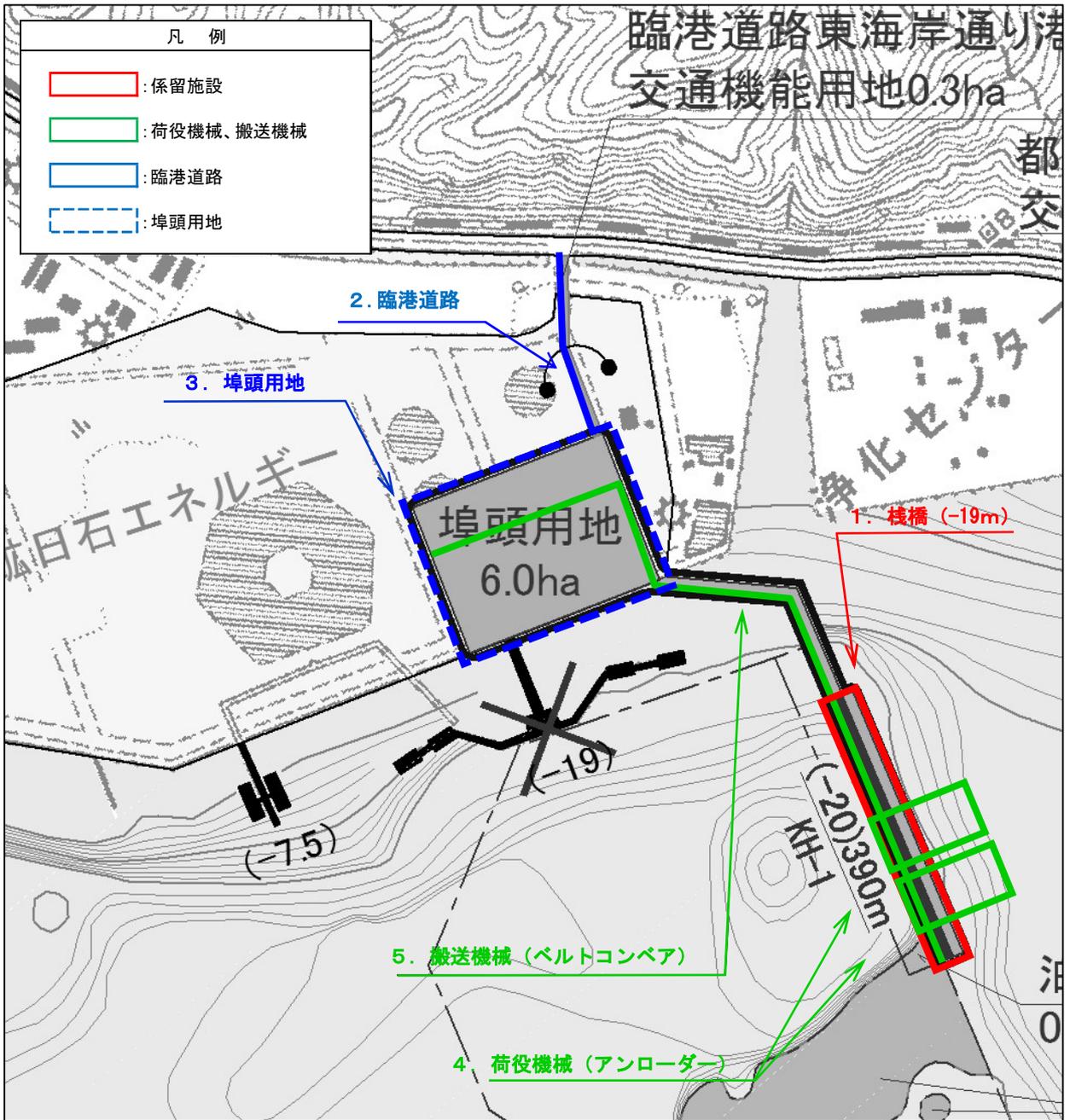


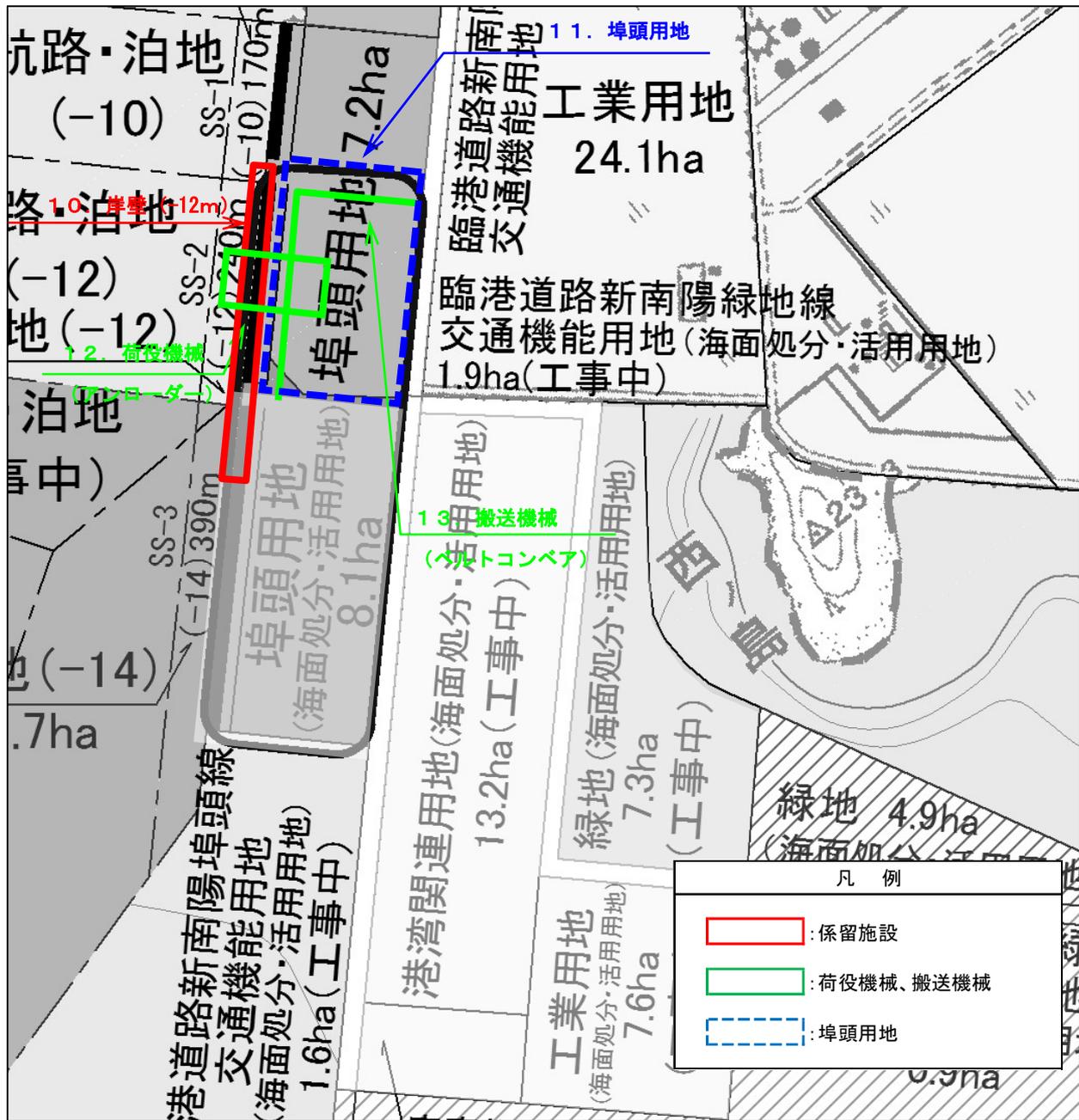
図-1 位置図



※ 当施設配置図は、港湾計画上の最終形を示したものであり、現状の利用形態と異なる。

図-2 施設配置図 (下松地区)





※ 当施設配置図は、港湾計画上の最終形を示したものであり、現状の利用形態と異なる。

図-4 施設配置図(新南陽地区)

## 2-4 港湾計画における位置づけ

特定貨物取扱埠頭である下松地区、徳山地区及び新南陽地区の3地区には、徳山下松港港湾計画（平成26年3月改訂）において、西日本の石炭の広域拠点港としての機能を担い、大型船舶による一括大量輸送により安定的かつ安価な石炭供給を可能とするために必要な港湾施設として、下松地区に岸壁・航路泊地（-20m）、徳山地区に岸壁・航路泊地（-18m）、新南陽地区に岸壁・航路泊地（-14m）等がそれぞれ位置づけられている。また、特定貨物取扱埠頭の効率的な運用を図るため、各地区には「効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）」（図-5参照）が位置づけられている。

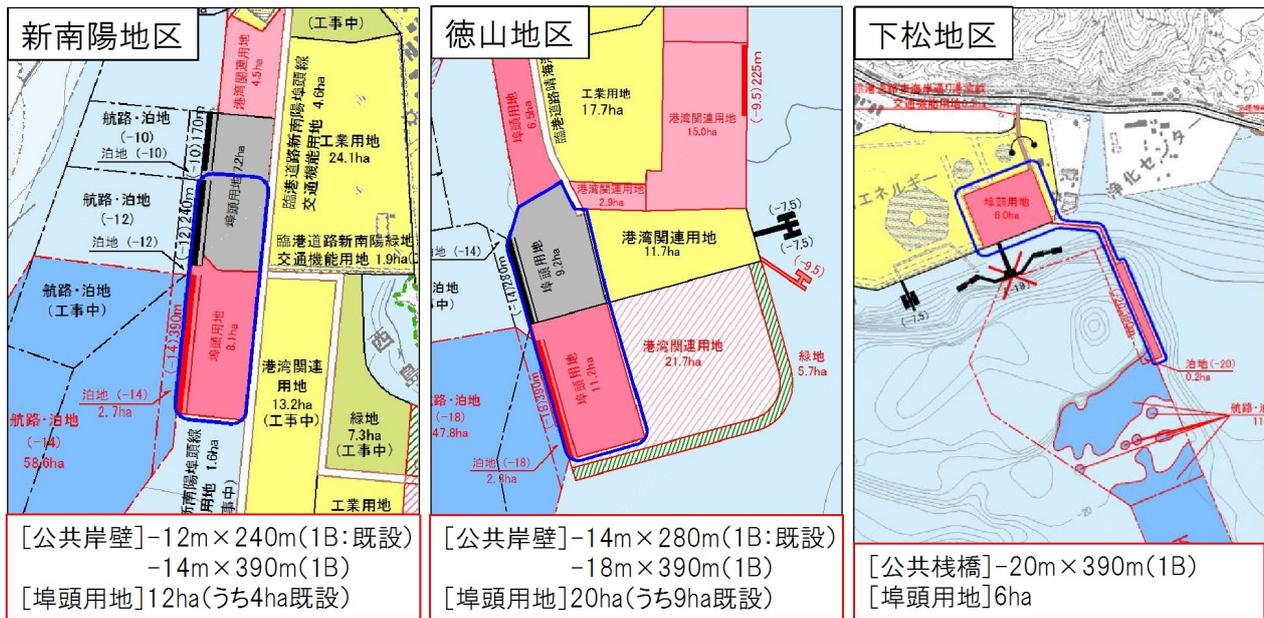


図-5 効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）※青色で囲まれた区域

## 2-5 石炭の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港湾の効果的な利用の推進に係る取組方針

### (1) 効果的な利用の推進に係る現状、課題及びその効果

現在、徳山下松港で取扱われている石炭は、主にオーストラリアやインドネシアから輸入され、徳山地区及び新南陽地区の公共埠頭や下松地区の専用埠頭で荷役が行われている。そのうち複数の地区には、背後に石炭の輸入中継基地（コールセンター）が立地し、周辺企業や瀬戸内諸港の沿岸部に立地する需要家に石炭が供給されている。

現状、石炭の輸入は、需要地の分散や岸壁水深の不足等により、ハンディマックス級船舶等の中型船による輸送やパナマックス級船舶等の大型船では減載による喫水調整を余儀なくされており、非効率な輸送体系となっている。

一方、国内では石炭火力発電設備の建設が複数計画されるなど、引き続き石炭は産業活動を行う上で重要なエネルギー資源であり、我が国産業の国際競争力強化のためには、西日本の石炭の広域拠点港として石炭を安定的かつ安価に輸入するための取り組みが必要となっている。

このため、当該港には、大型船舶の入港を可能とする大水深の係留施設の整備や一括大量輸送した石炭を能率的に荷さばきするための港湾機能の確保、またこれらの機能を活用して実施する企業間連携による石炭の海上輸送の共同化等、効率的な海上輸送網の拠点港としての役割が求められている。

### (2) 効果的な利用の推進に関する取組方針

安定的かつ安価な石炭供給の実現に向けて、徳山下松港の特定貨物取扱埠頭を拠点とした効果的な利用の推進に関し、以下のとおり取り組む。

#### ○西日本の広域拠点港としての港湾機能の確保

各地区に必要な港湾施設の整備を推進する。

下松地区：棧橋(水深 19m)、埠頭用地、臨港道路、荷役機械

徳山地区：岸壁(水深 14m)(延伸)、航路(水深 14m)、航路・泊地(水深 14m)

新南陽地区：岸壁(水深 12m)(延伸)、航路・泊地(水深 12m)

#### ○効率的な港湾運営を行うための体制の確保

やまぐち港湾運営株式会社に公共埠頭群の貸付を行い、民間のノウハウを活用した効率的な港湾運営を行う。

#### ○海上輸送の共同化の促進

やまぐち港湾運営株式会社を核として、企業間連携による石炭の共同輸送を促進するとともに、徳山下松港及び宇部港を拠点とした効率的な海上輸送網を構築し、海上輸送の共同化に取り組む。

### (3) 石炭の海上運送の共同化の促進に関する実施体制

効率的な海上輸送網の構築を図るため、港湾法第50条の7に基づき、「徳山下松港特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会」を設置し、石炭の海上輸送の共同化の促進を図るための計画の作成等に関して必要な協議を行う。

なお、同協議会は特定貨物輸入拠点港湾の港湾管理者（以下「特定港湾管理者」という。）である山口県、本計画に定める事業の実施が見込まれるやまぐち港湾運営株式会社、関係する地方公共団体及び主要な港湾利用者等により組織する。

同協議会の構成員（表-4）は、計画に位置づけられた目標を共有し、関係者間の連携強化に取り組み、経済性を考慮しつつ、それぞれの立場で目標の実現に努める。

表-4 徳山下松港特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会の構成員

特定港湾管理者	山口県
事業実施者	やまぐち港湾運営株式会社
港湾利用者	出光興産株式会社
	宇部興産株式会社
	周南バルクターミナル株式会社
	中国電力株式会社
	東ソー株式会社
	株式会社トクヤマ
	JXTGエネルギー株式会社
地方公共団体	下松市
	周南市
オブザーバー	国土交通省 中国地方整備局 宇部港湾・空港整備事務所

※平成31年3月現在

### 3. 特定利用推進計画の目標（第50条の6第2項第2号）

本計画の目標は表-5のとおりとする。

表-5 徳山下松港特定利用推進計画の目標

特定貨物輸入拠点港湾	徳山下松港（山口県）
連携対象港	宇部港（山口県）等
利用企業	出光興産株式会社 宇部興産株式会社 周南バルクターミナル株式会社 中国電力株式会社 東ソー株式会社 株式会社トクヤマ JXTGエネルギー株式会社 等
対象船舶	パナマックス級船舶 ケープサイズ級船舶
目標	<目標年次：特定貨物取扱埠頭の全面供用開始から5年> 大型船舶を活用した海上輸送の共同化等により徳山下松港で取扱われる石炭について、年間約900万t程度（輸入）の取扱いと、共同輸送の実施割合について約20%（輸入量ベース）を目指す。

### 4. 特定利用推進計画の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業及びその実施主体に関する事項（第50条の6第2項第3号）

#### 4-1 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業について

##### （1）施設整備等

特定利用推進計画の目標を達成するため、特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業（以下「特定貨物取扱埠頭機能高度化事業」という。）（港湾法第50条の6第2項第3号）において整備又は利活用する施設は、表-6のとおり。（各施設の位置は図-6～8参照）

なお、表-6のNo.6及び7の施設は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第35項に基づく固定資産税等の課税標準の特例の要件を満たす施設である。

表-6 (1) 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において  
整備又は利活用する施設

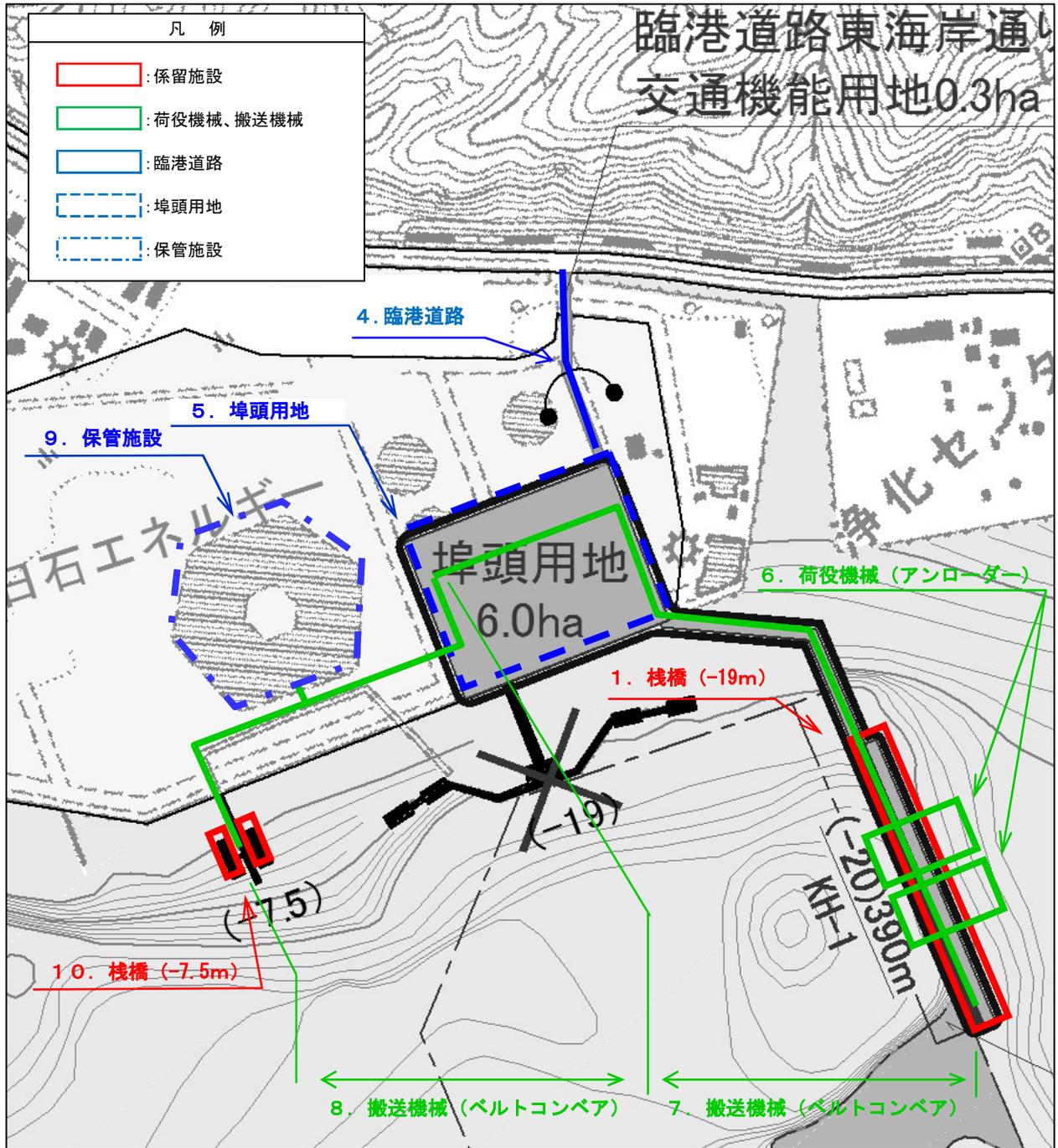
No	地区	施設名	整備 主体	数	規模	整備年度	備考	
1	下松	棧橋(-19m)	国	1バース	水深(-19m) 延長 390m	H28~H35	【港湾計画】 水深(-20m) 延長 390m	
2		航路・泊地 (-19m)	-	1式	水深-19m	既設 (管理: JXTG)	【港湾計画】 水深(-20m)	
3		航路(-19m)		1式	水深-19m 航路幅 300m	エネルギー (株))	【港湾計画】 水深(-20m)	
4		臨港道路	山口県	1式	延長 225m	H29~H34		
5		埠頭用地	山口県	1式	6.0ha	H29~H34	屋外貯炭場	
6		荷役機械	やまぐ ち港湾	運 営 (株)	1式	公称 1,500t/h ×2基	H30~H34	アンローダー
7		搬送機械	1式		2,000t/h ×1条	H30~H35	バルコン	
8		搬送機械	-	1式	2,000t/h ×1条	H12~H13 (JXTG エネル ギー (株))	バルコン	
9		保管施設		1式	4.1ha	H11~H13 (JXTG エネル ギー (株))	石炭サイロ	
10		棧橋(-7.5m)		2バース	水深(-7.5m) シップローダ 1,000t/h×2基	H11~H13 (JXTG エネル ギー (株))	払出棧橋	
11	徳山	岸壁(-14m)	国	1バース	水深(-14m) 延長 390m	既設延伸 H28~H35	【港湾計画】 水深(-14m) 延長 280m、 水深(-18m) 延長 390m	
12		航路・泊地 (-14m)		1式	水深-14m	既設拡幅 H28~H35	【港湾計画】 水深(-18m)	
13		航路(-14m)		1式	水深-14m 航路幅 300m	既設拡幅増深 H28~H35	【港湾計画】 水深(-18m)	
14		埠頭用地	-	1式	7.2ha	H2~H22 (山口県)	荷さばき地 屋外貯炭場	

表－6（2） 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において  
整備又は利活用する施設

No	地区	施設名	整備主体	数	規模	整備年度	備考
15	徳山	荷役機械	—	1式	公称 1,500t/h ×2基	H20～H22 (No1) H24～H25 (No2) (周南バルクターミナル(株))	アンローダー
16		搬送機械		1式	2,000t/h ×1条	H21～H24 (周南バルクターミナル(株))	バルコン
17		保管施設		1式	11.7ha	H20～H24 (周南バルクターミナル(株))	貯炭ヤード
18		栈橋(-7.5m)		2バース	水深(-7.5m) シップローダ 2,000t/h	H21～H22 (周南バルクターミナル(株))	払出栈橋
19	新南陽	岸壁(-12m)	国	1バース	水深(-12m) 延長 320m	既設延伸 H29～H35	【港湾計画】 水深(-12m) 延長 240m、 水深(-14m) 延長 390m
20		航路・泊地 (-12m)		1式	水深-12m	既設拡張 H29～H35	【港湾計画】 水深(-14m)
21		航路(-12m)	—	1式	水深-12m 航路幅 280m	H20～H28 (国)	【港湾計画】 水深(-14m)
22		埠頭用地	—	1式	4.2ha	H9～H23 (山口県)	野積場
23		荷役機械	—	1式	公称 1,500t/h ×1基	H20～H22 (東ソー(株))	アンローダー
24		搬送機械		1式	1,650t/h ×1条	H20～H22 (東ソー(株))	バルコン
25		保管施設		1式	8.5ha	H20～H22 (東ソー(株))	貯炭ヤード

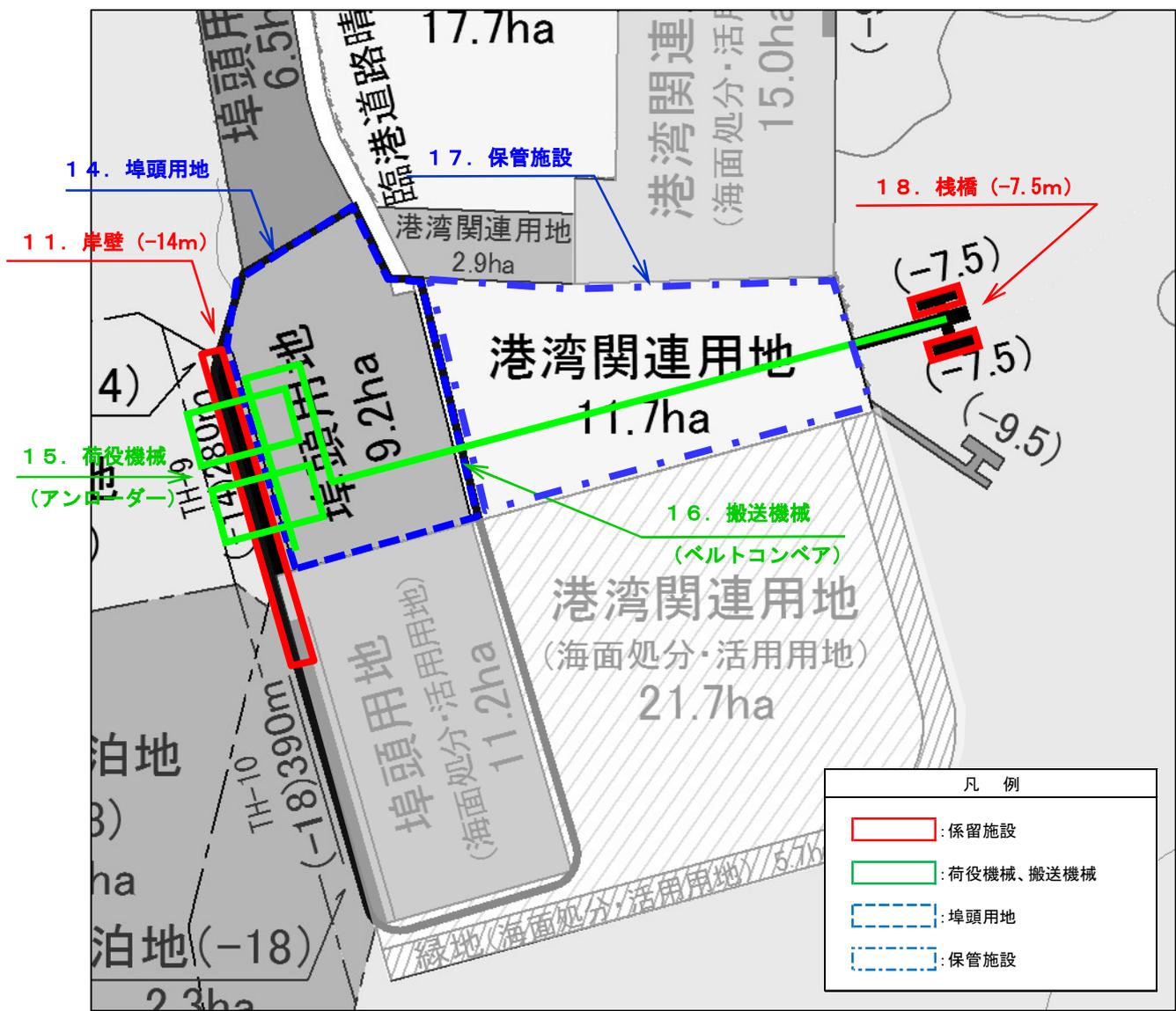
※) 栈橋、岸壁、航路・泊地等の整備水深は、平成 28 年度に新規事業採択された「徳山下松港国際物流ターミナル整備事業」による

※) 利活用する既設施設については、整備主体を「—」とする。



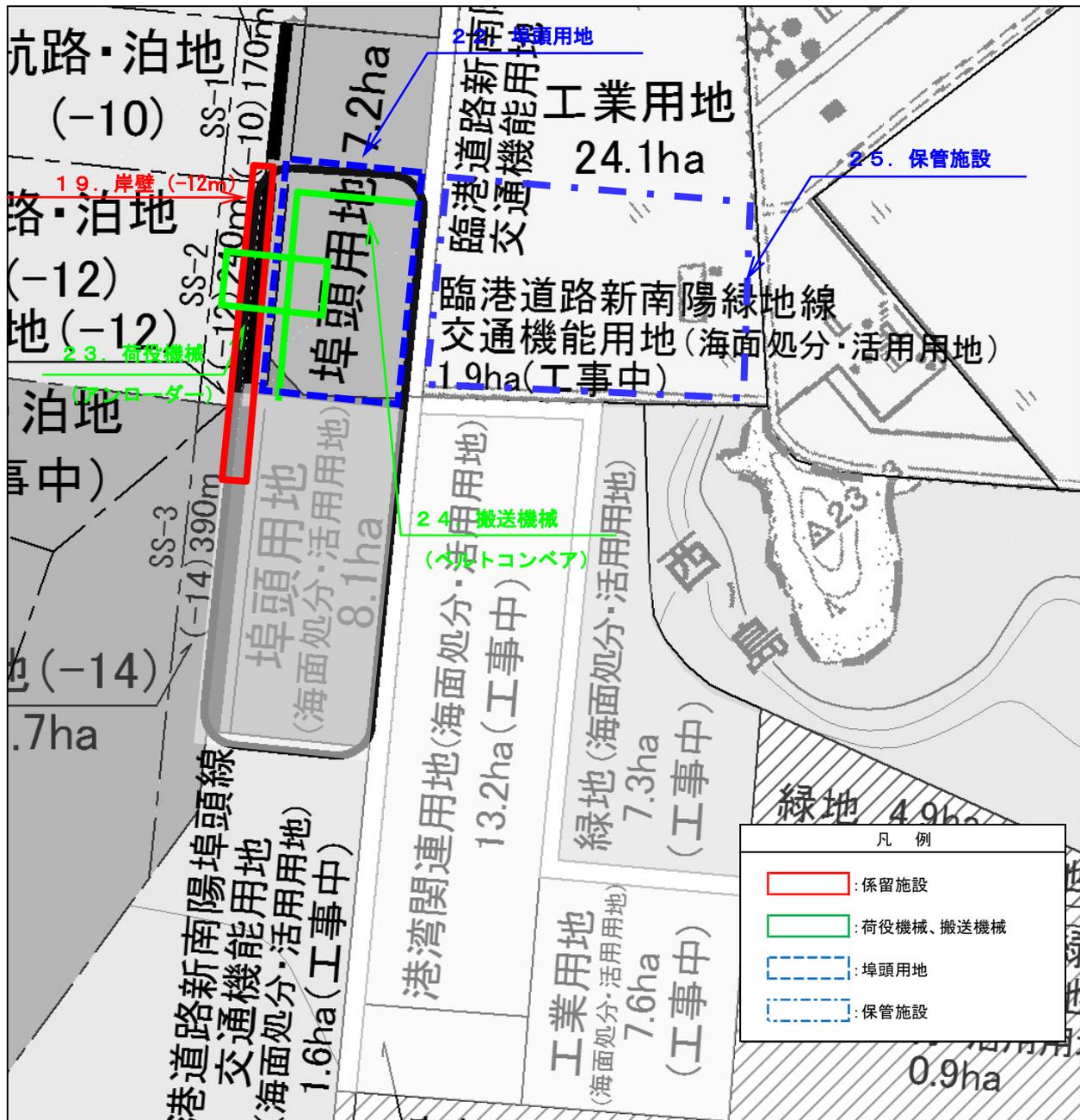
※ 当施設配置図は、港湾計画上の最終形を示したものであり、現状の利用形態と異なる。

図-6 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設 (下松地区)



※ 当施設配置図は、港湾計画上の最終形を示したものであり、現状の利用形態と異なる。

図-7 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設（徳山地区）



※ 当施設配置図は、港湾計画上の最終形を示したものであり、現状の利用形態と異なる。

図-8 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業において整備又は利活用する施設（新南陽地区）

## (2) 港湾運営会社による効率的な港湾運営

やまぐち港湾運営株式会社は、港湾法第 43 条の 11 第 6 項に基づき徳山下松港の 3 地区（下松地区、徳山地区、新南陽地区）の行政財産を港湾管理者から借り受け、これらの運営事業を行う。

なお、各地区の運営開始時期は、現在整備中の下松地区は施設の供用開始時点、既存施設で供用中の新南陽地区は平成 31 年度以降、別制度により既に民間への貸付け中の徳山地区は平成 40 年 1 1 月以降とする。

表-7 やまぐち港湾運営株式会社が貸付を受ける行政財産（予定）

No.	地区名	種類	数	規模	構造	用途	備考
1	下松	係留施設	1 バース	水深 19m 延長 390m	ジャケット式	栈橋	
2		保管施設	1 式	6.0ha	—	野積場	
3	徳山	係留施設	1 バース	水深 14m 延長 390m	ケーソン式	岸壁	
4		荷捌き施設	1 式	0.7ha	—	荷捌き地	
5		保管施設	1 式	6.5ha	—	野積場	
6	新南陽	係留施設	1 バース	水深 12m 延長 320m	未定	岸壁	
7		保管施設	1 式	4.2ha	—	野積場	

## (3) 海上輸送の共同化

国際バルク戦略港湾である徳山下松港及び宇部港を拠点とした海上輸送ネットワークの構築や港湾利用企業が連携し海上輸送の共同化を図ることなどにより物流の効率化に取り組み、当該港の優位性を高めることで集荷を進める。

#### 4-2 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制

現在実施中及び実施見込みの特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制は次のとおりである。

表-8 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施体制

項目		実施機関	時期（年度）
(1) 施設整備等			
下松	栈橋(-19m)	国	H28～H35
	臨港道路	山口県	H29～H34
	埠頭用地	山口県	H29～H34
	荷役機械	やまぐち港湾運営株式会社	H30～H34
	搬送機械	やまぐち港湾運営株式会社	H30～H35
徳山	岸壁(-14m)(延伸)	国	H28～H35
	航路・泊地(-14m)	国	H28～H35
	航路(-14m)	国	H28～H35
新南陽	岸壁(-12m)(延伸)	国	H29～H35
	航路・泊地(-12m)	国	H29～H35
(2) 港湾運営会社による効率的な港湾運営			
・港湾運営事業の開始	やまぐち港湾運営株式会社	H31～	
(3) 海上輸送の共同化に係る取組			
・海上輸送の共同化の促進	石炭関係企業 (荷主、港運事業者、倉庫事業者)	H29.9月～	
・特定利用推進計画の作成等	徳山下松港特定貨物輸入 拠点港湾利用推進協議会	H30.12月～	

#### 4-3 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の効果

当該事業の実施により、ケーブサイズ級船舶やパナマックス級船舶による石炭の一括大量輸送が可能となり、石炭の輸送コストの縮減が見込まれる。また、積出港の港湾機能やユーザーが求める炭種、購入タイミング等、様々な条件に対応できる複合的かつ効率的な輸送体系の構築が可能となることから、企業間連携による石炭の共同輸送等の海上輸送の共同化が促進される。

## 5. 石炭の海上運送の共同化の促進に資する他の港湾との連携に関する事項（第50条の6第2項第4号）

他港湾との連携により大型船舶を活用した石炭の海上輸送の共同化を促進させ、徳山下松港を拠点とした効率的な輸送網の構築に取り組む。

具体的には、当該港とともに国際バルク戦略港湾に指定された宇部港を合わせた2港4地区を活用して、大型船舶による共同輸送の更なる促進を目指す。

また、当該港及び宇部港には石炭輸入の中継基地であるコールセンターが複数立地しており、各地区において西日本広域諸港への内航フィーダー輸送網が確立されていることから、この輸送網を最大限活用するとともに、国内配送においても企業間で相互協力するなどして、更なる広域ユーザーに対する効率的・効果的な内航輸送システムの構築を目指す。

## 6. その他、特定利用推進計画の実施に関し特定港湾管理者が必要と認める事項（第50条の6第2項第5号）

上記のほか、本計画の実施に関し必要な事項として、以下のとおり取り組むこととする。

### ・特定利用推進計画の変更及び進捗状況の確認

今後、各地区の施設整備状況や石炭需要、また海上輸送を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会等を活用し、関係者間で年1回以上定期的に進捗状況の確認を行うものとする。

### ・災害時の物流機能の確保に関する取り組み

徳山下松港では、地震や津波等の大規模な自然災害や事故等が発生した場合に、物流機能の低下抑制及び早期機能回復を図ることを目的として、関係行政機関及び港湾利用者等を会員とする徳山下松港事業継続計画協議会を組織し、平成28年度に「徳山下松港港湾事業継続計画（以下「港湾BCP」という。）」を策定した。

今後、当該港では、やまぐち港湾運営株式会社による埠頭群の運営を予定していることから、協議会の会員に同社を加え、当該港の災害時の物流機能の確保に努めるとともに、必要に応じて港湾BCPの見直しを行う。また、当該港が西日本広域の石炭の輸入拠点として機能することで、災害時の石炭サプライチェーンの継続が重要となることから、必要な対策等について、関係者で検討を進める。